

第3次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

(骨子案)



目次(案)

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の性格.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第5節 男女共同参画に関わる動向.....	3
第2章 男女共同参画の現状と課題.....	6
第1節 男女共同参画にかかる現状.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策の体系 ◆体系図.....	24

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成16(2004)年4月に「周南市男女共同参画推進条例」を制定し、平成17(2005)年3月に「周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」、平成27(2015)年3月に「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を推進してきました。

国においては、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が、県においては令和3(2021)年に「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基盤の整備が進められています。

しかし、依然として残る固定的な性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる分野における女性の参画推進などに加え、近年はドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶、困難な問題を抱える女性への支援、ジェンダー平等など、男女共同参画を取り巻く課題が多様化しています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな課題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「第3次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「自分らしさ」が大切にされ、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、喜びや責任を分かちあうことができる社会です。

一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず自らの個性と能力を発揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の実現には、いろいろな立場から、暮らしの中で男女共同参画がどのように関わってくるのかを考えていくことが必要です。

男女共同参画社会基本法

第2条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第2節 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、国や県の基本計画を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」その他の関連計画との整合性を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。
- ◆本計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。(以下「周南市女性活躍推進計画」という。)
- ◆本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。(以下「周南市 DV 防止基本計画」という。)
- ◆本計画の一部を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性*支援法)」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。(以下「周南市困難女性支援基本計画」という。)

第3節 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。なお、令和7年度から令和11年度までを前期計画とし、その中で具体的に取組む施策を重点項目として掲げます。国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
第3次周南市男女共同参画基本計画 (すまいるプラン周南) ~前期~					第3次周南市男女共同参画基本計画 (すまいるプラン周南) ~後期~				
				見直し					
第3次周南市まちづくり総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				

第5節 男女共同参画に関わる動向

令和2(2020)年3月の第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～策定後の国・県・市における男女共同参画に関する取組は、次のとおり推進されてきました。

(1) 国の動き

◆ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和5(2020)年12月に男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」を改定した「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

目指すべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つが示されています。

◆ 「育児・介護休業法」の改正

令和3(2021)年6月に働き方改革関連法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが段階的に施行されています。

◆ 「困難女性支援法」の制定

令和4(2022)年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました(施行は令和6(2024)年4月)。

この法律は、日常生活又は社会生活を営む中で、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、女性の福祉の増進を図るために制定されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

◆ 「DV防止法」の改正

令和5(2023)年5月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が改正され、令和6(2024)年4月から施行され、これにより身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力でも、裁判所が被

害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出すことができるようになりました。

◆ 「LGBT 理解増進法」の制定

令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT 理解増進法」という。）が成立・公布されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるものです。

（2）県の動き

◆ 「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

令和3（2021）年3月に、配偶者暴力等対策に関する取組の一層の推進を図るため、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定されました。

◆ 「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

令和3（2021）年3月に、社会の幅広い分野において男女共同参画の取組を総合的・計画的に推進するため、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆ 「やまぐち維新プラン」の策定

令和4（2022）年12月に、山口県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」が策定されました。

その重点施策の中に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、女性活躍推進等に取り組むこととされています。

◆ 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6（2024）年3月に、地方創生の取組の方向を示す第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」が掲げられ、地域や職場における女性の活躍を促進することとされています。

◆ 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6（2024）年3月に、地方創生の取組の方向を示す第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

◆ 「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」の制定

令和6（2024）年3月に、性の多様性を認め合い、だれもが安心して暮らせる地域社

会の実現を目指すため、LGBT理解増進法に基づく、性の多様性に関する理解増進施策として「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」が制定されました。（施行は令和6（2024）年9月）

（3）市の動き

◆「第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画」の策定

令和2（2020）年3月に、第2次周南市まちづくり総合計画「しゅうなん共創共生プラン」の基本構想に掲げた将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画」を策定しました。

推進施策に「男女共同参画の推進」を掲げ、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できるように男女共同参画を推進しています。

◆「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定

令和2（2020）年3月に、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目的とした「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

基本目標に「子育てと仕事の両立支援の推進」を掲げ、性別に関係なく、仕事と家庭の両立が図られるよう、企業や事業主への意識情勢等に取り組むこととしています。

◆「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和2（2020）年9月に、本市における「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望及び今後5か年の目標や具体的な施策をまとめた「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標に「若者・女性が魅力を感じ、つながりが生まれるまちづくり」を掲げ、創業しやすい環境づくりや支援を積極的に行い、若者や女性の創業を促進します。

◆「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定

令和3（2021）年4月に、女性活躍推進法に基づき、全ての職員が、職業生活と家庭生活を充実させるとともに、組織全体では、個性と能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進するため、前計画に引き続き「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を5年間の計画期間として策定しました。

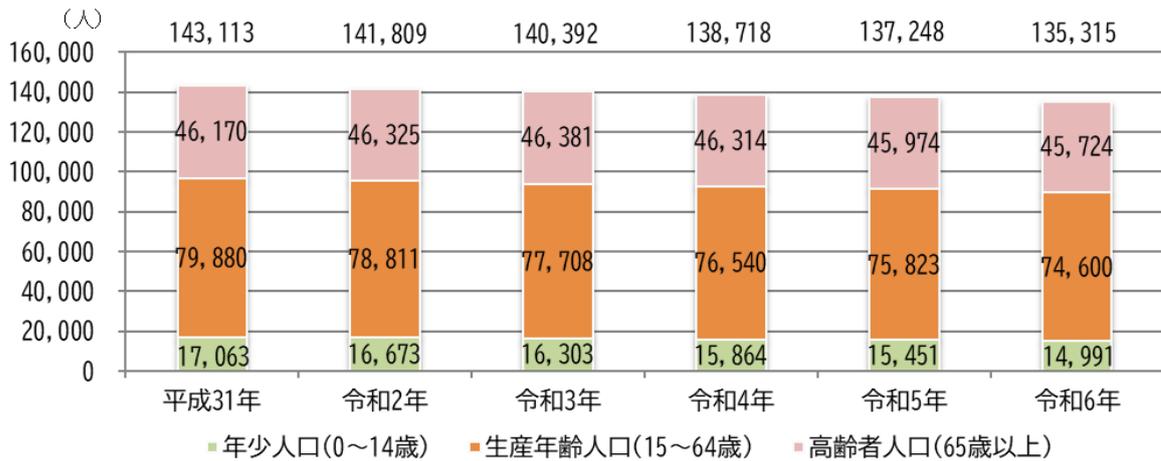
第2章 男女共同参画の現状と課題

第1節 男女共同参画にかかる現状

(1) 人口の状況

住民基本台帳によると、総人口は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年3月末時点では135,315人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いており、高齢者人口（65歳以上）は令和4（2022）年から増加から減少に転じていますが、高齢化率は年々上昇しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

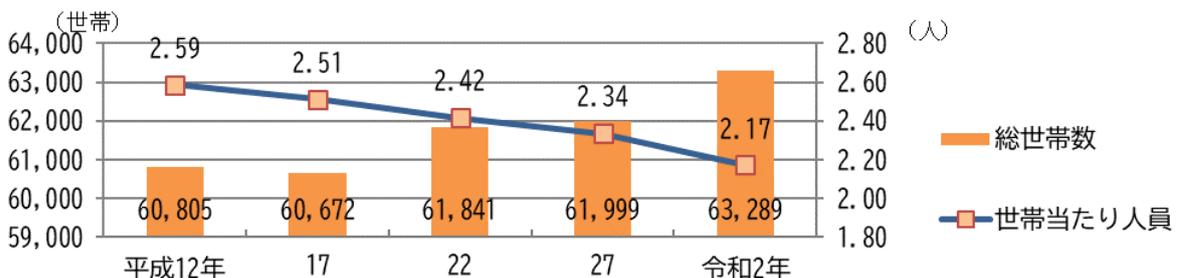


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 世帯の状況

国勢調査によると、総世帯数は増加しており、令和2（2020）年では63,289世帯となっていますが、世帯あたり人員は減少しています。

■総世帯数及び世帯あたり人員の推移

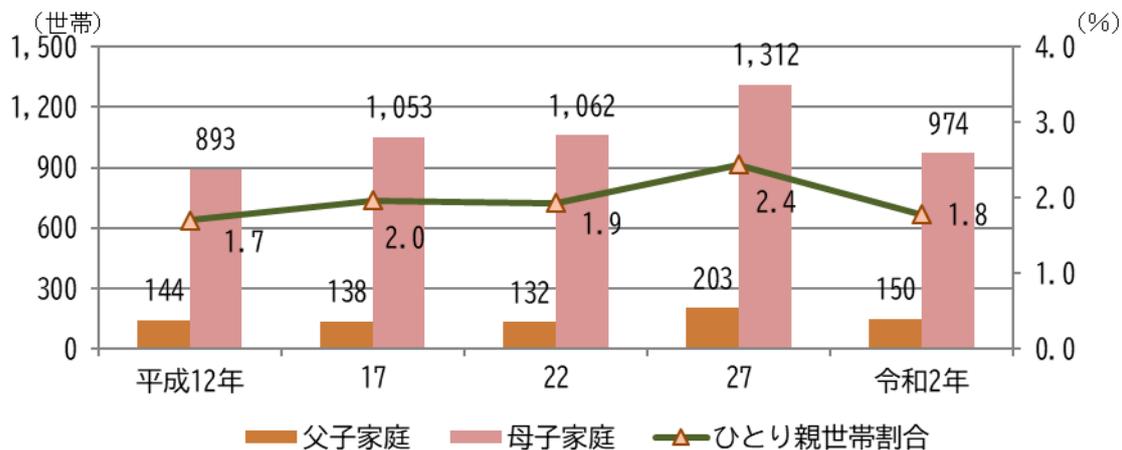


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) ひとり親世帯の状況

令和2(2020)年の国勢調査によると、ひとり親世帯については、母子家庭、父子家庭ともに減少に転じています。総世帯数に占める割合も1.8%となっています。

■ひとり親世帯の推移

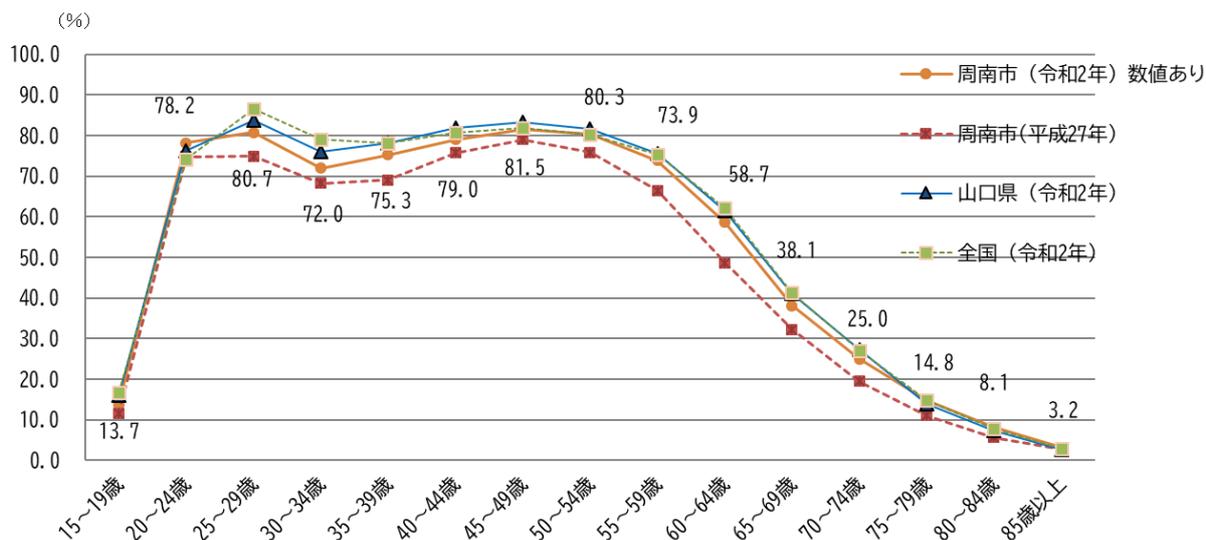


資料:国勢調査(各年10月1日)

(4) 女性の就業の状況

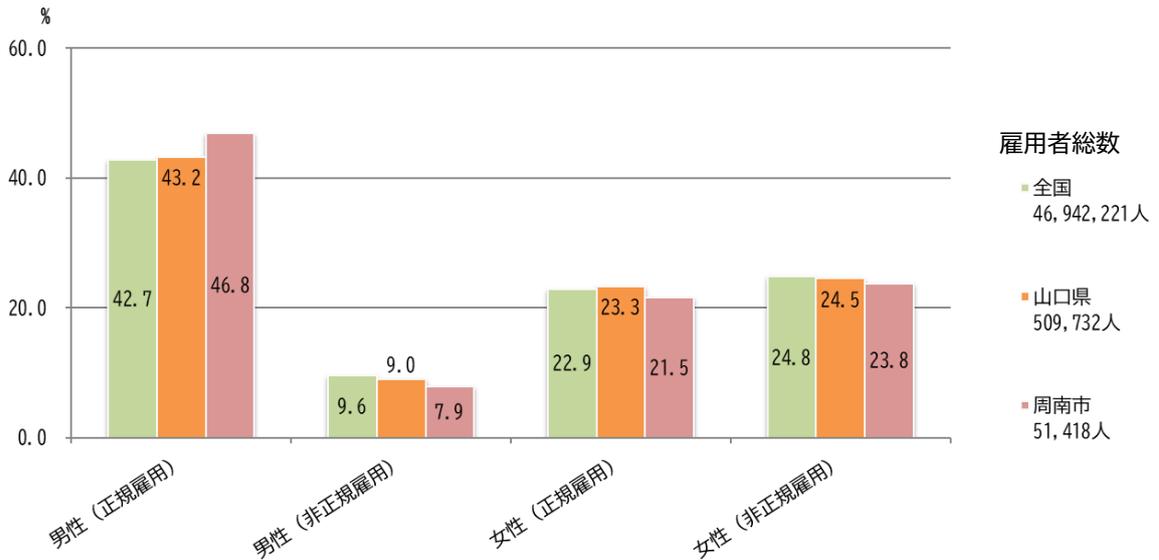
国勢調査によると、女性の労働力率^{*}は平成27(2015)年よりは増加していますが、山口県及び全国よりも低い傾向にあり、特に25歳から39歳にかけて差が大きくなっています。また、30歳代前半で割合が減少し、再び増加するM字カーブを描いており、結婚や出産、子育てを機に多くの女性が就業の場から離れ、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。雇用形態では、女性は非正規雇用が過半数を超える状況となっています。

■5歳階級別の女性の労働力率(周南市・山口県・全国)



資料:国勢調査(各年10月1日)

■男女別・雇用形態別(正規・非正規)雇用者数の割合



資料:国勢調査(令和2年)

(5) 市民の男女共同参画における意識

【男女共同参画に関する市民アンケート調査】

調査対象者：市内在住の18歳以上の男女1,500人

調査方法：郵送調査・無記名方式

調査期間 令和5(2023)年9月1日(金)から9月22日(金)まで

有効回収数：637件

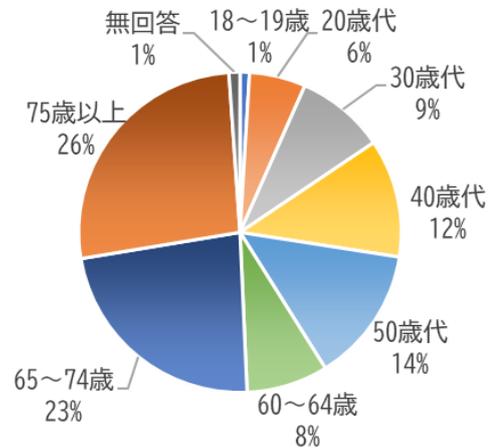
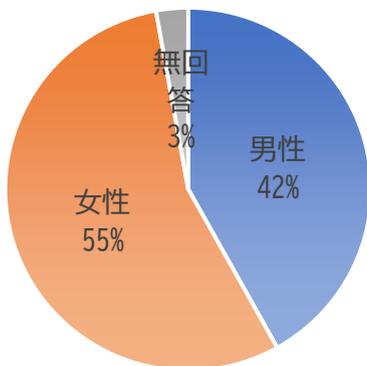
回収率：42.5%

回答者の性別：男性 267人(41.9%)

女性 352人(55.3%)

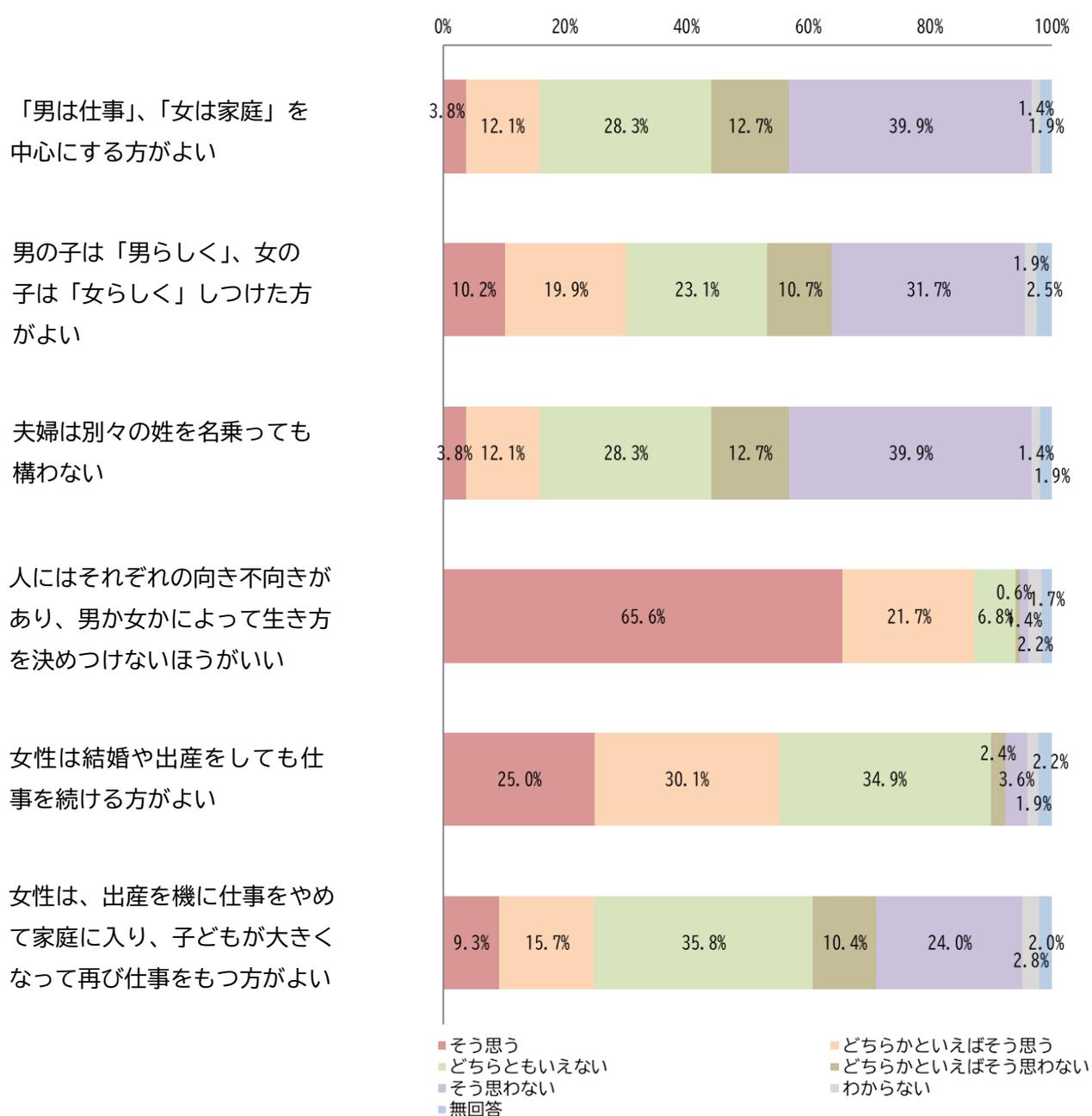
無回答18人(2.8%)

回答者の年齢



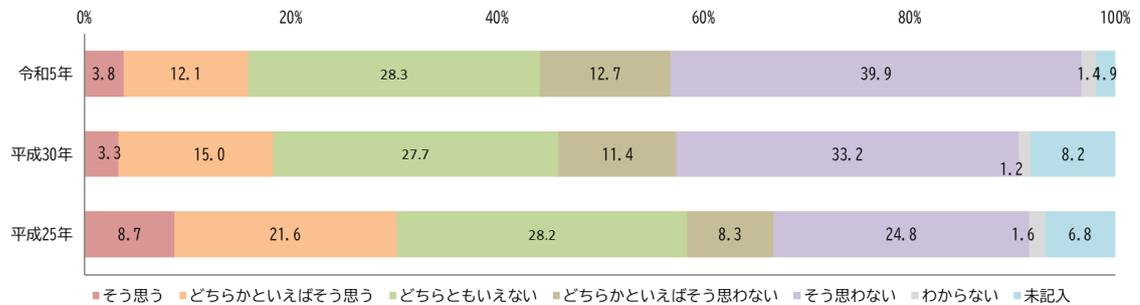
■男女の生き方や家庭生活などについての意識

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が52.6%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の15.9%を大きく上回り、「女性は結婚や出産をしても仕事を続ける方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が55.1%で、「女性は、出産を機に仕事をやめて家庭に入り、子どもが大きくなって再び仕事をもつ方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の25.0%を上回っています。また、「人にはそれぞれの向き不向きがあり、男か女かによって生き方を決めつけないほうがいい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が87.3%ですが、男の子は「男の子らしく」、女の子は「女の子らしく」しつけた方がよいに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が30.1%となっています。



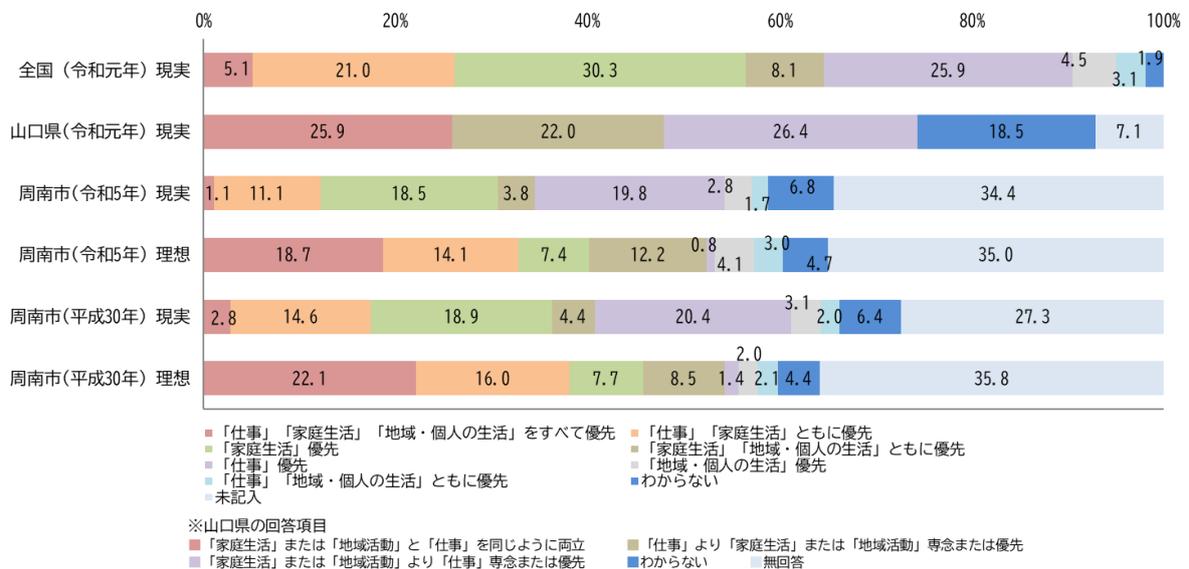
■「男は仕事」「女は家庭」という考え方について

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 52.6%で、前回の調査(平成30(2018)年)の 44.6%を上回っています。



■生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について(理想と現実)

生活の中での優先度は、理想では「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」をすべて優先、「仕事」「家庭生活」ともに優先が 32.8%で、現実の 12.2%をはるかに上回っています。また、現実では、「仕事」優先が 19.8%で、「家庭生活」優先の 18.5%をわずかに上回っており、理想での「仕事」優先の 0.8%を大きく上回っています。

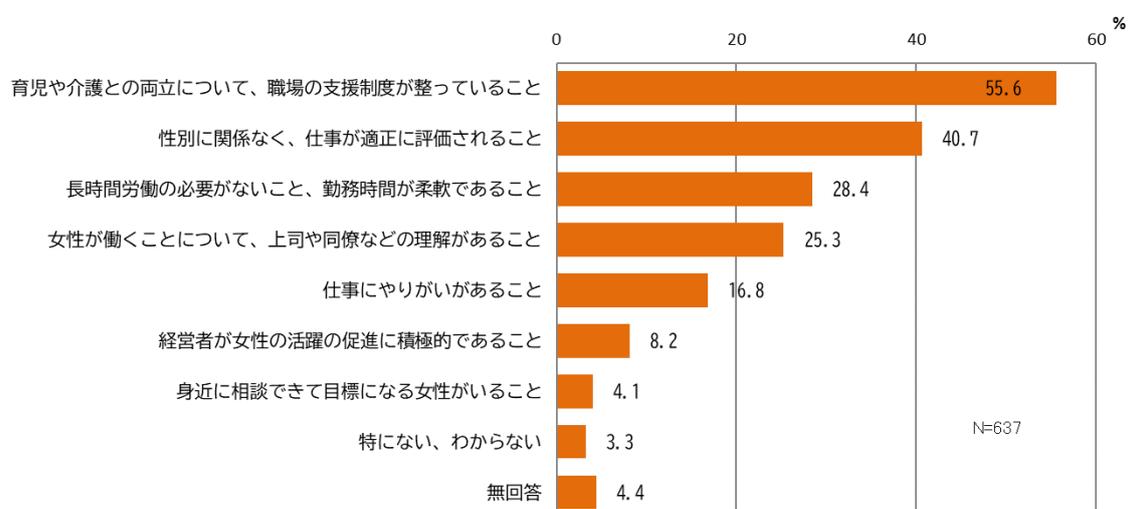


■女性が社会の中で活躍するために必要なこと

女性が社会の中で活躍するために必要なことは、仕事や職場では、「育児や介護との両立について、職場の支援制度が整っていること」が55.6%と最も高く、次いで「性別に関係なく、仕事が適正に評価されること」が40.7%となっています。

家庭や地域社会では、「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスが充実していること」が59.3%と最も多く、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」が48.5%となっています。

(1) 仕事や職場において



(2) 家庭や地域社会において



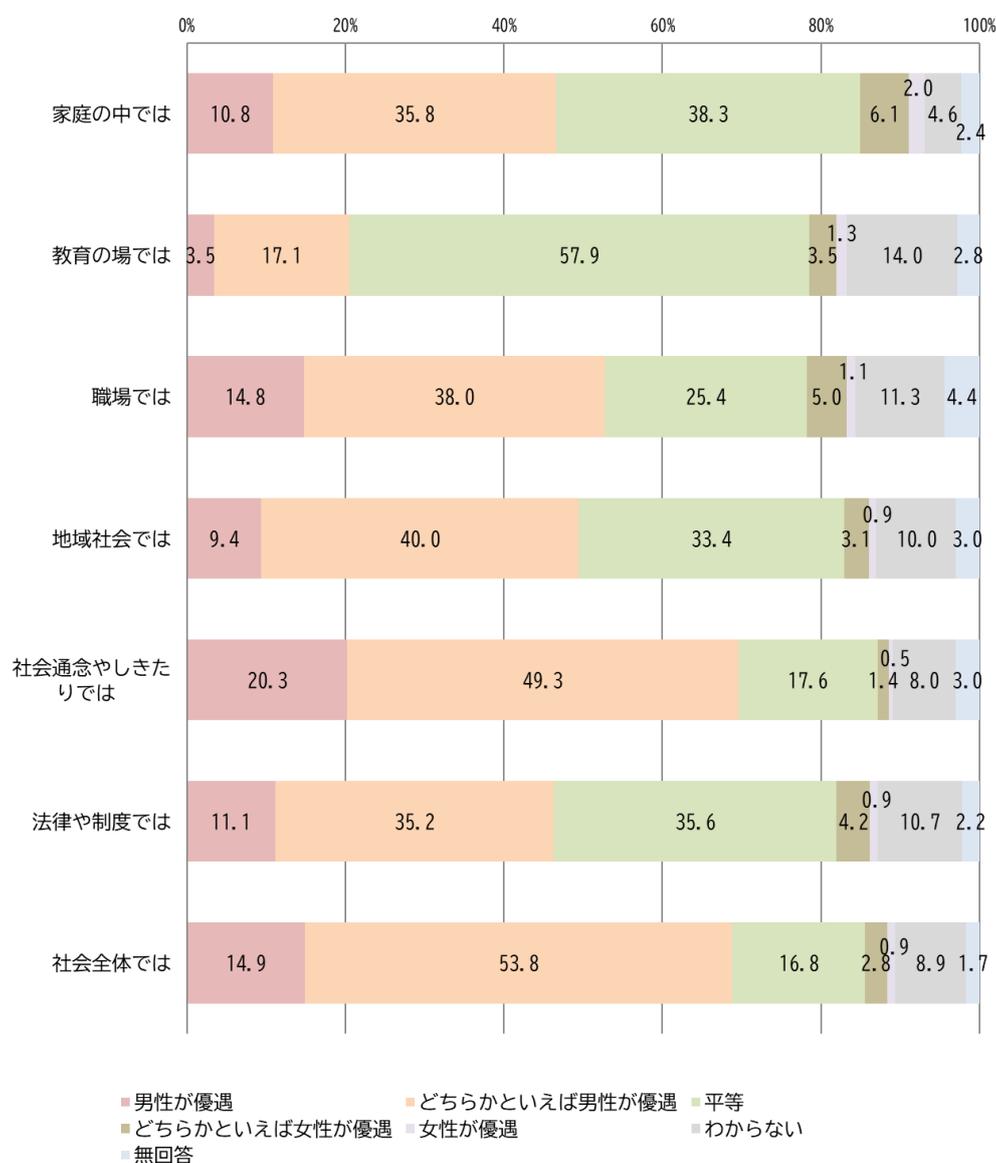
■男女の地位の平等の実現

社会のあらゆる分野での男女の地位の平等の実現について、家庭の中では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて46.6%となっており、家庭の中で男性が優遇されている人が多いことがうかがえます。

「平等だと思う」割合は、教育の場では57.9%と過半数を超えており、次いで家庭の中で38.3%となっております。

職場では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて52.8%となっており、「女性が優遇」「どちらかといえば女性が優遇」と感じている人よりはるかに高く、不平等感を感じている人が多いことがうかがえます。

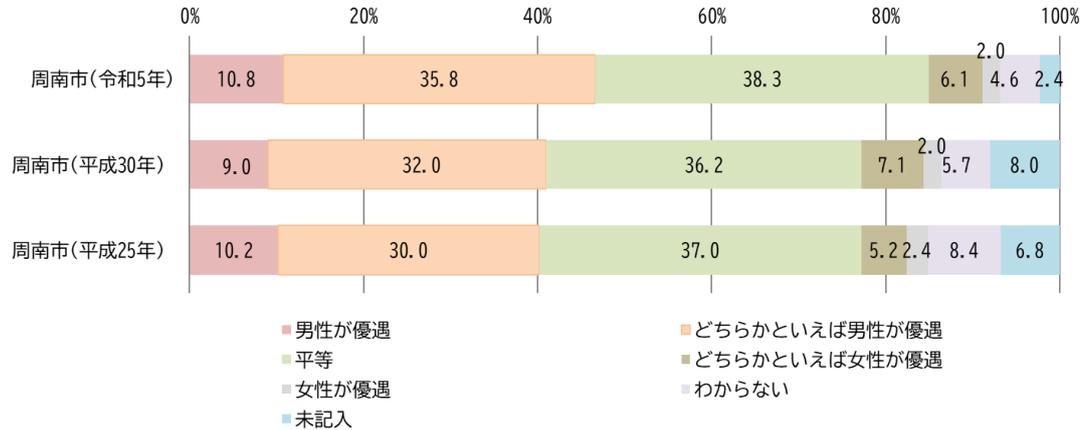
また、社会全体でも「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて68.7%と約7割の人が男性が優遇されていると感じています。



《家庭の中では》

「男性が優遇」(10.8%)「どちらかといえば男性が優遇」(35.8%)を合わせた割合が46.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(6.1%)「女性が優遇」(2.0%)を合わせた割合の8.1%を38.5ポイント上回っています。

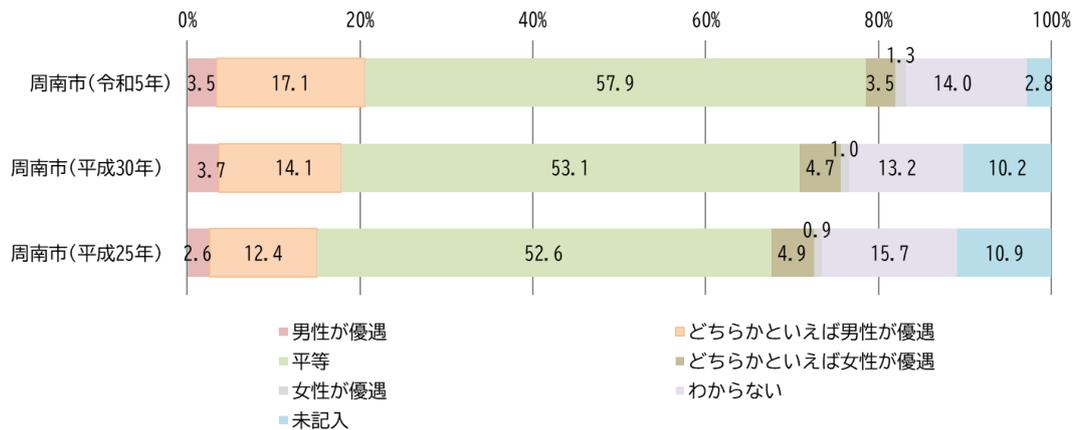
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の41.0%から5.6ポイント上回っています。



《教育の場では》

「男性が優遇」(3.5%)「どちらかといえば男性が優遇」(17.1%)を合わせた割合が20.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.5%)「女性が優遇」(1.3%)を合わせた割合の4.8%を15.8ポイント上回っています。

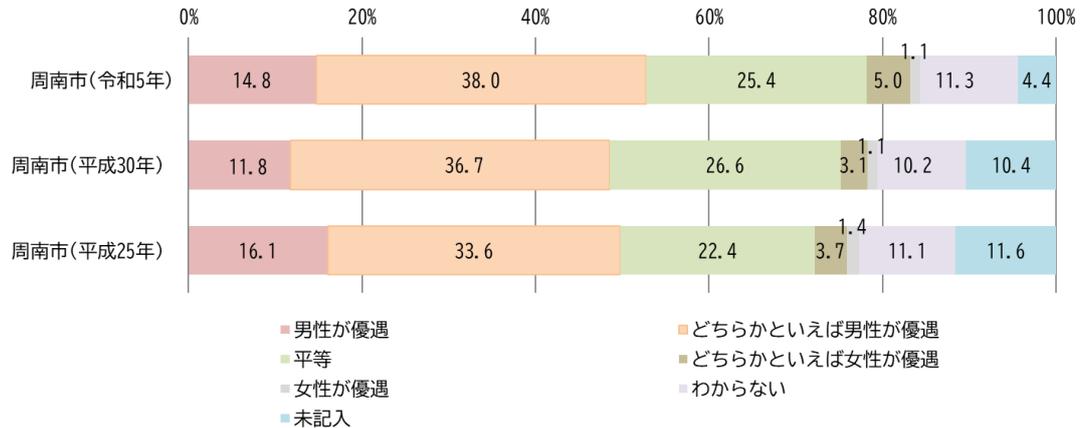
前回との比較では、「平等」の割合が53.1%から4.8ポイント上回っており、増加傾向にあります。また、前回「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の17.8%から2.8ポイント上回っています。



《職場では》

「男性が優遇」(14.8%)「どちらかといえば男性が優遇」(38.0%)を合わせた割合が52.8%で、「どちらかといえば女性が優遇」(5.0%)「女性が優遇」(1.1%)を合わせた割合の6.1%を46.7ポイント上回っています。

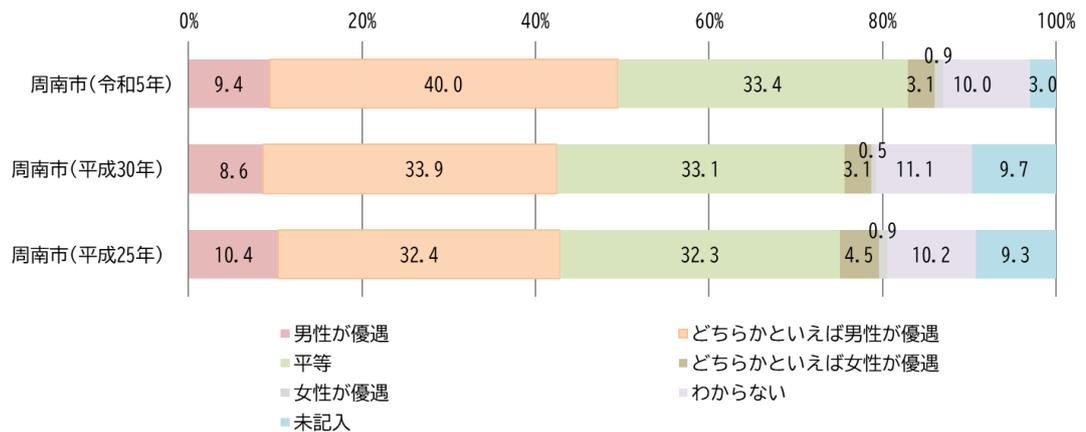
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の48.5%から4.3ポイント上回っています。



《地域社会では》

「男性が優遇」(9.4%)「どちらかといえば男性が優遇」(40.0%)を合わせた割合が49.4%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.1%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の4.0%を45.4ポイント上回っています。

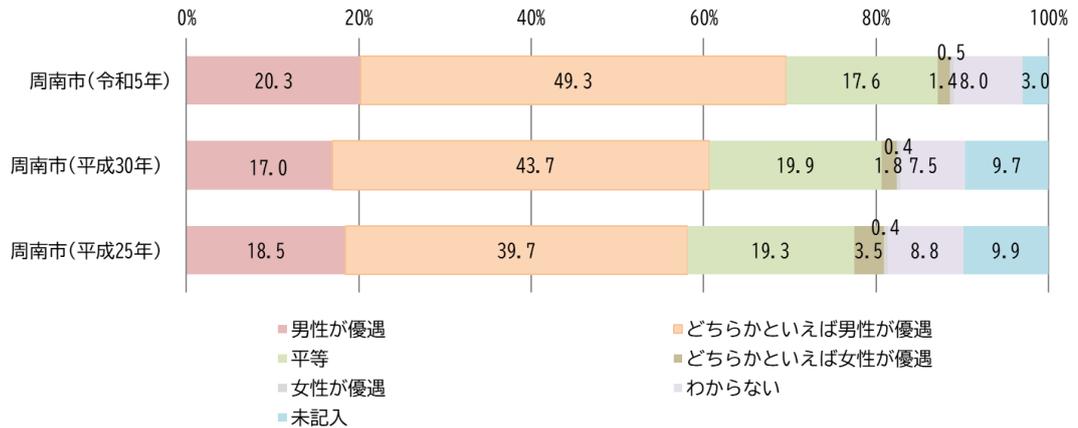
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の42.5%から6.9ポイント上回っています。



《社会通念やしきたりでは》

「男性が優遇」(20.3%)「どちらかといえば男性が優遇」(49.3%)を合わせた割合が69.6%で、「どちらかといえば女性が優遇」(1.4%)「女性が優遇」(0.5%)を合わせた割合の1.9%を67.7ポイント上回っています。

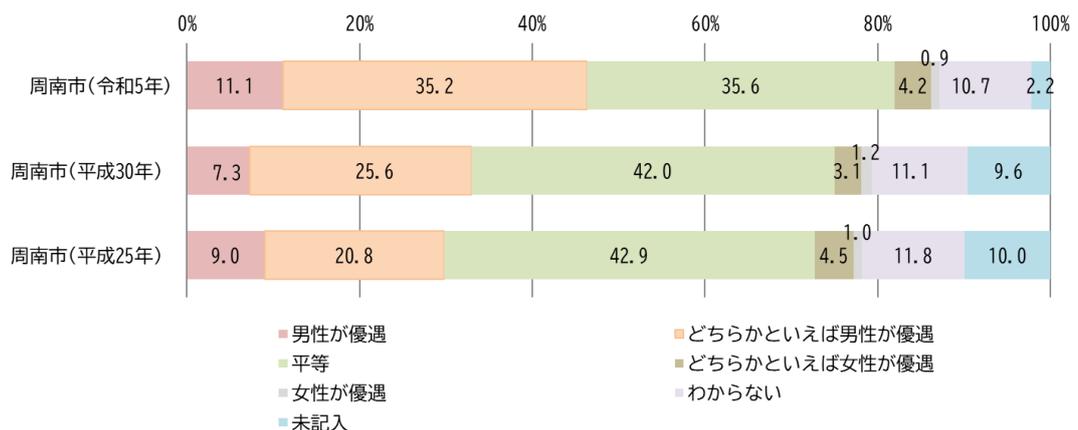
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の60.7%から8.9ポイント上回っています。



《法律や制度では》

「男性が優遇」(11.1%)「どちらかといえば男性が優遇」(35.2%)を合わせた割合が46.3%で、「どちらかといえば女性が優遇」(4.2%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の5.1%を41.2ポイント上回っています。

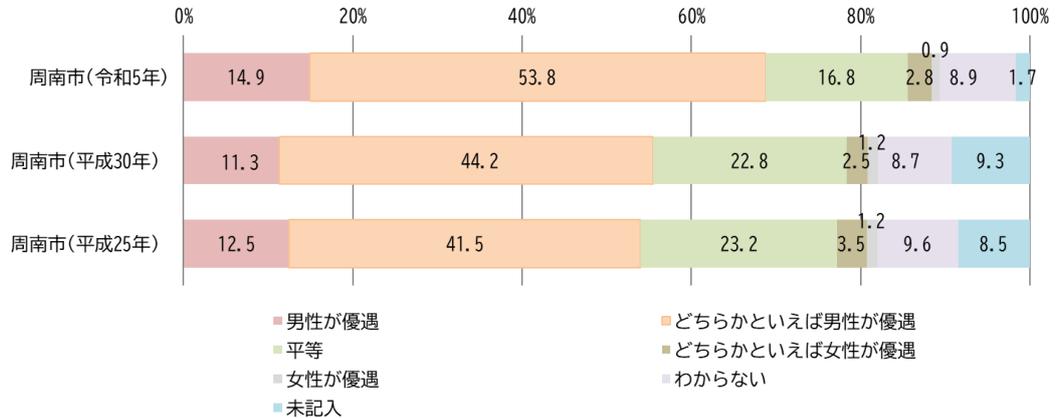
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の32.9%から13.4ポイント上回っています。



《社会全体では》

「男性が優遇」(14.9%)「どちらかといえば男性が優遇」(53.8%)を合わせた割合が68.7%で、「どちらかといえば女性が優遇」(2.8%)「女性が優遇」(0.9%)を合わせた割合の3.7%を65.0ポイント上回っています。

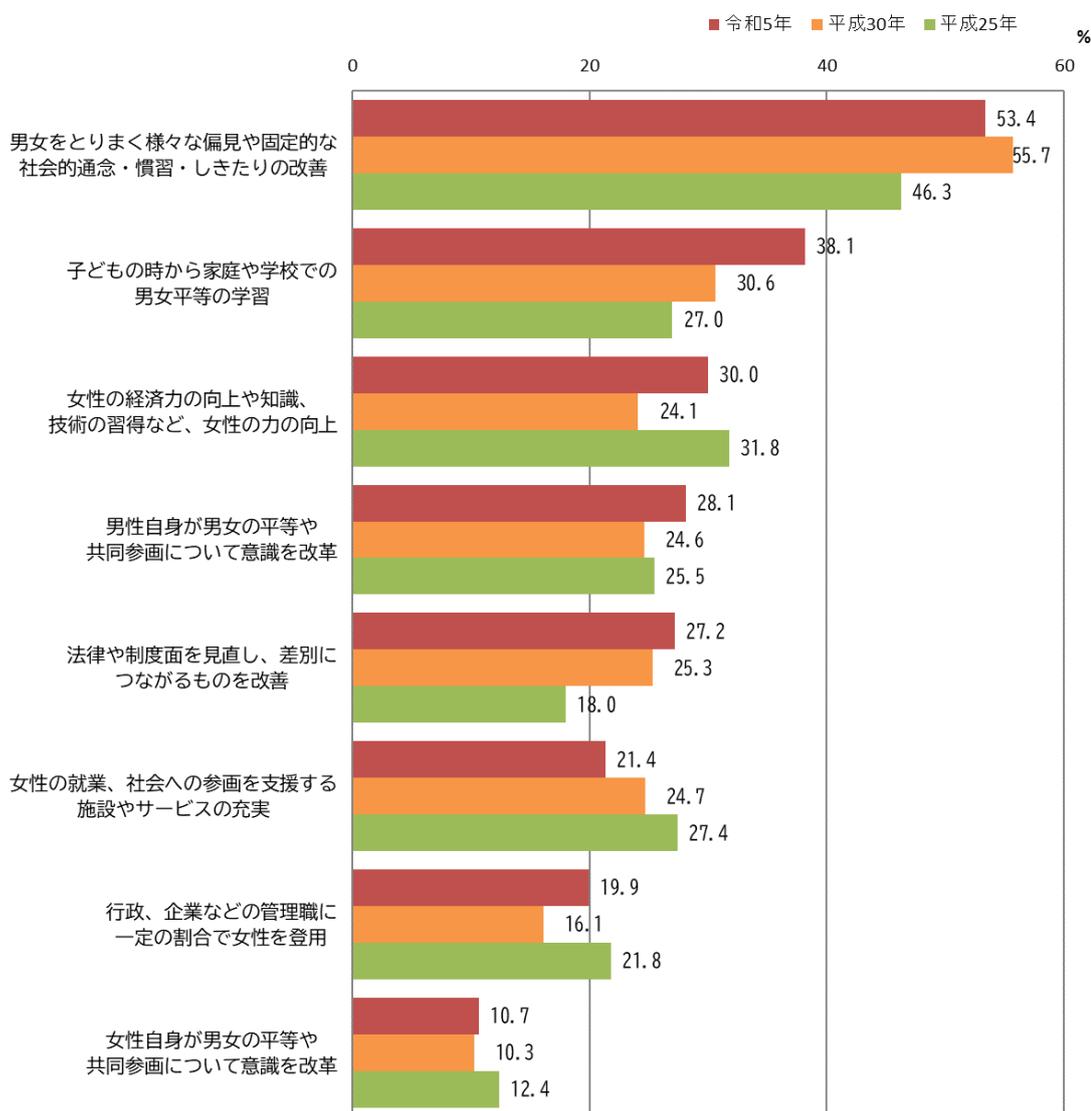
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の55.5%から13.2ポイント上回っています。



■ 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて、「男女をとりまく様々な偏見や固定的な社会的通念・慣習・しきたりの改善」を選択した人が53.4%と最も多く、次いで「子どもの時から家庭や学校での男女平等の学習」が38.1%となっています。

「女性の経済力の向上や知識、技術の習得など、女性の力の向上」「男性自身が男女の平等や共同参画について意識を改革」「法律や制度面を見直し、差別につながるものを改善」「はほぼ同じ割合となっています。

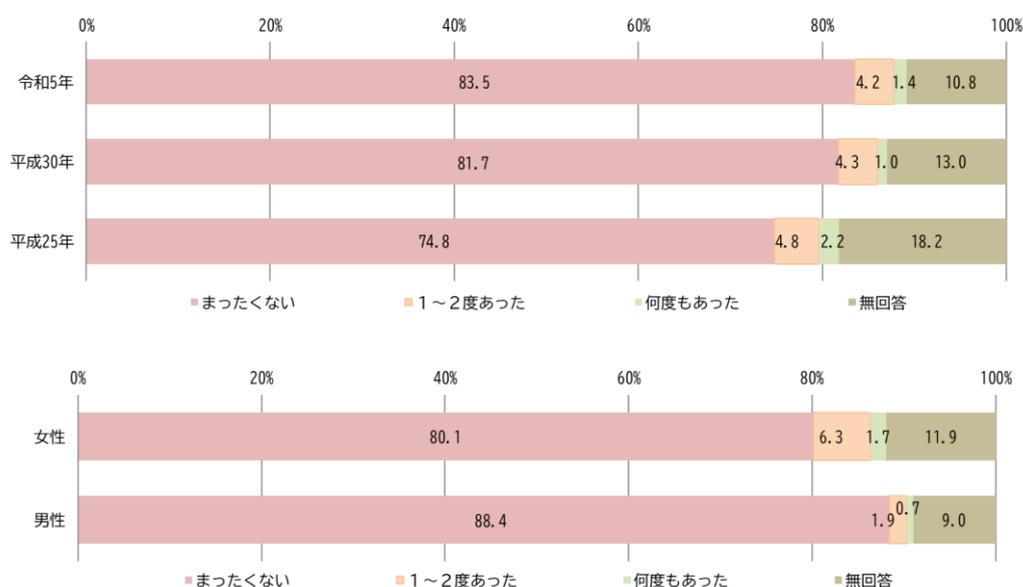


■過去5年以内に、配偶者・交際相手から受けたDV被害に関する調査

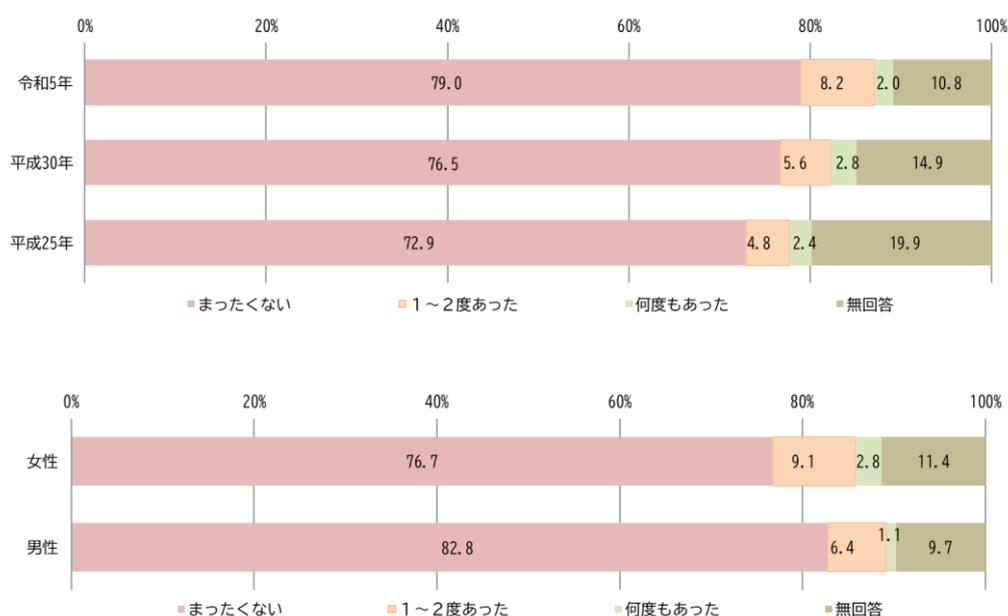
過去5年以内に身体に対する暴行を受けた人の割合は、「まったくない」が83.5%、「1～2度あった」は4.2%、「何度もあった」は1.4%となっています。暴言など精神的な嫌がらせや脅迫を受けた人の割合は、「まったくない」が79.0%、「1～2度あった」は8.2%、「何度もあった」は2.0%となっています。

その際に相談した人は、「親族」を選択した人が64.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が50.0%、「市など公的な相談機関」が28.6%となっています。

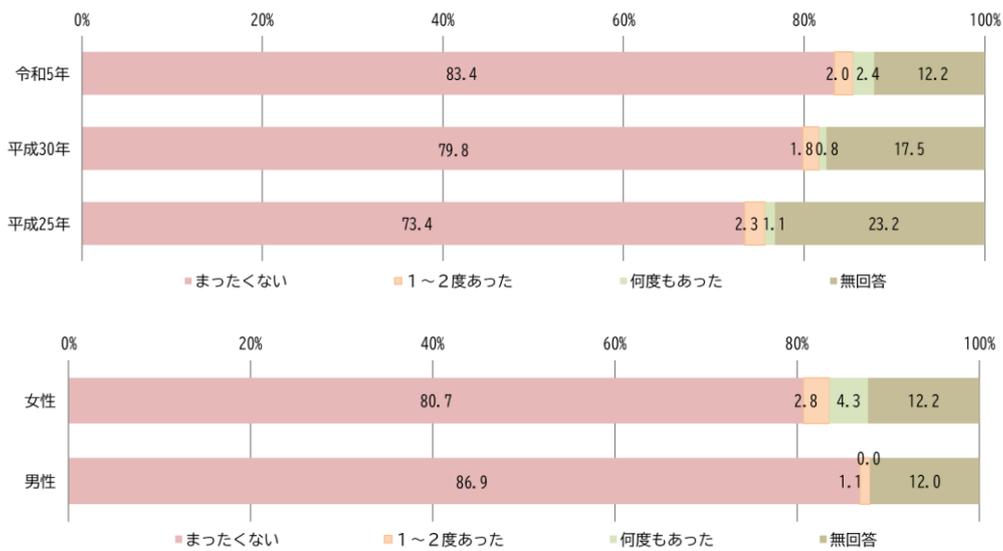
(1) 殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなどの身体に対する暴行



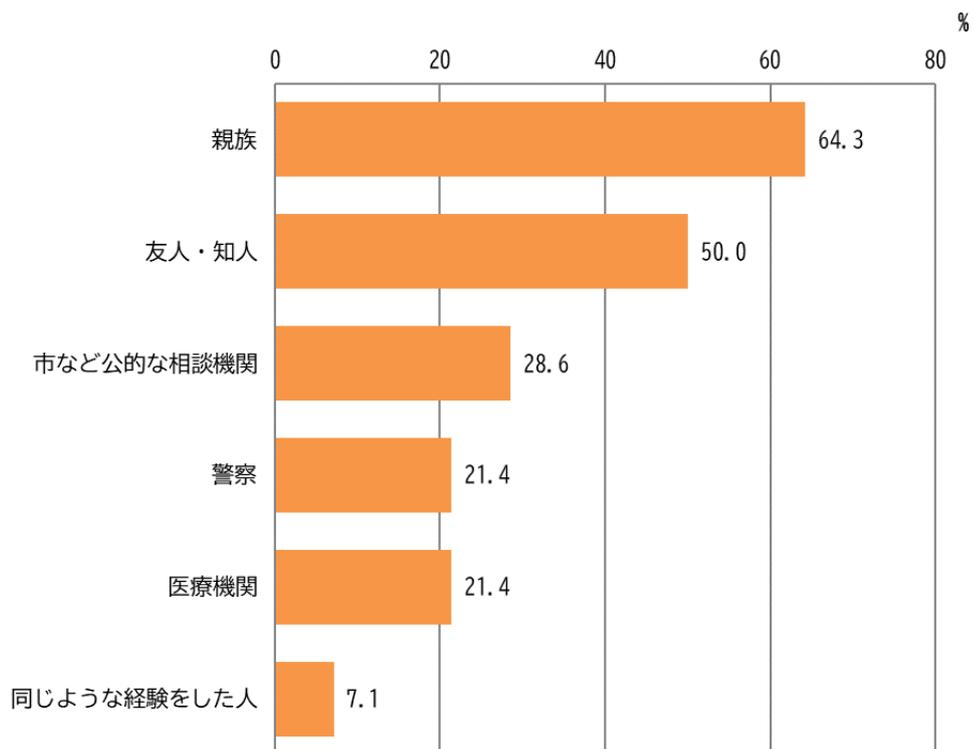
(2) 人格を否定するような暴言・交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ・家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫



(3) 避妊に非協力、嫌がっているのに性的な行為を強要



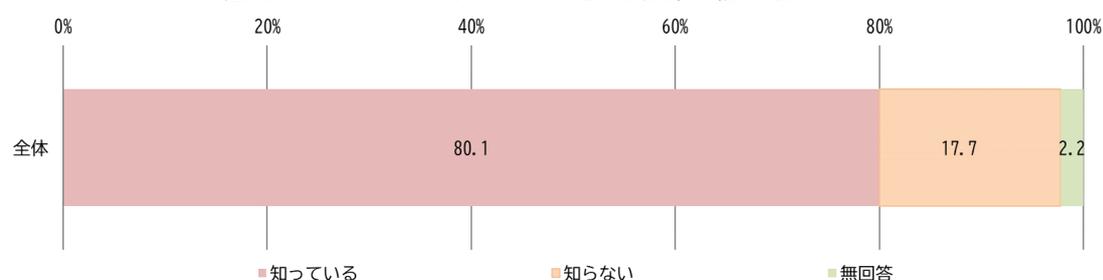
(4) 暴力を受けた際の相談先



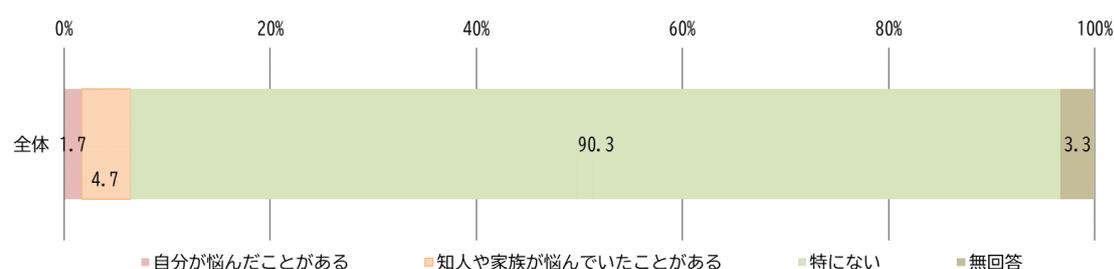
■性の多様性についての認知度等に関する調査

セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）という言葉については、8割以上の認知度となっており、「自分の身体の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだことがある」「知人や家族が悩んでいたことがある」人は合わせて6.4%となっています。

(1) セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)という言葉の認知度



(2) 自分の身体の性、心の性又は性的指向(同性愛など)に悩んだ経験、あるいは身近で悩んでいた人の存在

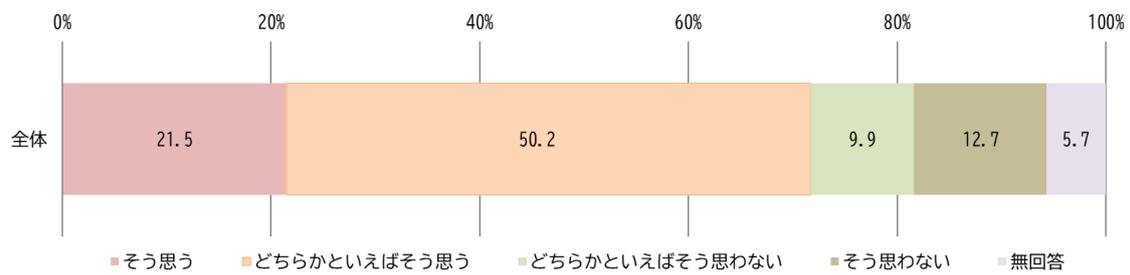


■セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)を取り巻く環境と理解促進・支援

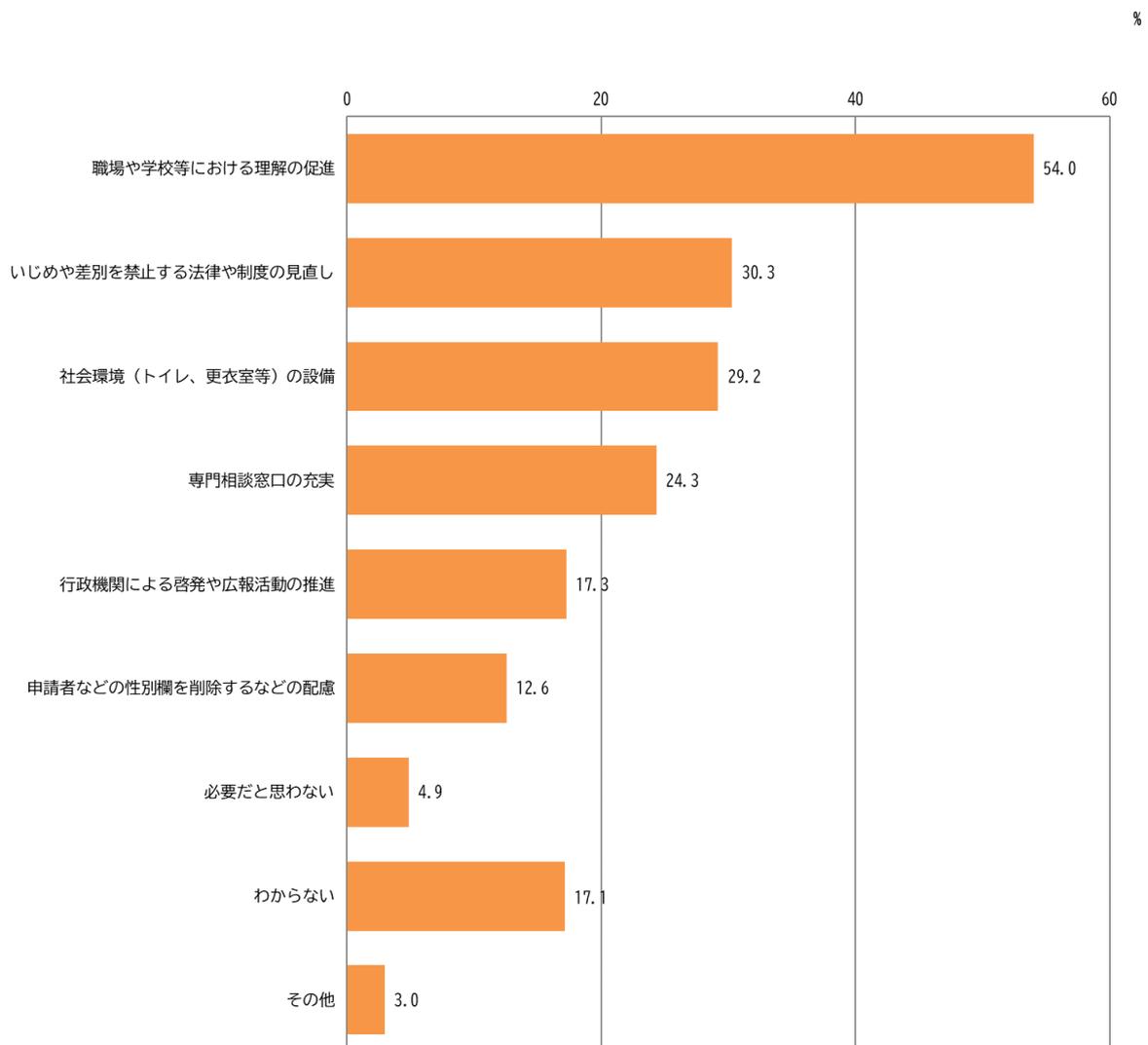
セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）の方々にとって、偏見や差別などにより、「生活しづらい社会だと思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると71.7%となっています。

また、セクシュアル（性的）マイノリティ（又はLGBTQ）の方々に対する理解の促進や支援に必要なことについて、「職場や学校等における理解の促進」を選択した人が54.0%で最も多く、次いで「いじめや差別を禁止する法律や制度の見直し」「社会環境（トイレ、更衣室等）の設備」がほぼ同じ割合となっています。

(1) 現在、セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しやすい社会だと思うかどうか



(2) セクシュアル(性的)マイノリティ(又はLGBTQ)の方々に対する理解の促進や支援に必要なこと



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

この計画は、「周南市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の7つの事項を基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場でともに参画し、性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

**互いに認め合い、
だれもが自分らしくいきいき輝くまち**

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ちた社会」です。そのため、今後も男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、さらに社会情勢の変化へも対応しながら男女共同参画を推し進めていけるよう、本計画の基本理念を「互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち」とします。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

《基本目標1》

だれもが活躍できる地域社会づくり

《基本目標2》

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

《基本目標3》

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

第3節 施策の体系

基本理念 互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち

基本目標1
だれもが活躍できる地域
社会づくり

周南市女性活躍推進計画

重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ① 政策・方針決定への女性の参画の拡大
- ② 事業所・団体等の活動における女性の参画の促進
- ③ 女性の育成支援と情報の収集・提供

重点項目2 仕事と生活の調和の推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援
- ③ 家庭生活における男女共同参画の推進

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 多様な働き方の実現に向けた環境づくり
- ③ 農林水産業等における女性の活躍の推進

重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

基本目標2
男女共同参画社会の実現に
向けた意識づくり・人づく
り

重点項目5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

- ① 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- ② 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

重点項目6 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

- ① 男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実
- ② 女性の参画を促進するための学習支援

重点項目7 市民との協働と推進体制の整備充実

- ① 市民活動の支援と市民組織の育成
- ② 推進体制の強化・充実

周南市DV防止基本計画

周南市困難女性支援基本計画

基本目標3
だれもが健康で、安全・安心
に暮らせる社会づくり

重点項目8 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

- ① 暴力を許さない意識づくりの推進
- ② 相談・連携体制の整備・充実
- ③ 被害者支援の推進
- ④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

重点項目9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実(★)

- ① 困難を抱える女性への支援の充実(★)
- ② 専門性のある相談体制の整備(★)

重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進

- ① 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援
- ② 性を尊重する意識づくりの推進

重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

- ① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり
- ② 防災分野における男女共同参画の促進

※重点項目1～3を「女性活躍推進法」に基づく「市町村女性活躍推進計画」として位置づけます。

※重点項目8を「DV防止法」に基づく「市町村DV防止基本計画」として位置づけます。

※重点項目8～9を「困難女性支援法」に基づく「市町村困難女性支援基本計画」として位置づけます。